

[事案 24-73] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時の募集人の説明不足を理由に契約の無効及び既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 10 月に逡減定期保険特約付 5 年ごと利差配当付終身保険に加入したが、平成 24 年 4 月に特約更新の事前説明を受けた際、①特約保険料が更新後には約 2 倍になること、②特約部分が保険料の掛け捨てであること、の説明を受け初めて契約の内容を知った。加入時に、①及び②の内容の説明を受けていれば、本契約に加入することはなかったもので、契約を無効とし既払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書をもとに本契約に更新があること、ならびに更新後の保険料が高くなる旨について申立人に説明している。
- (2) 本契約は、保障を重視したプランで申立人の意向に沿ったものであり、中途頭金についても申立人自身の意思で逡減定期保険特約部分に投入することを選んでおり、中途頭金が満期に返金されるものでないことについては申立人は理解していたと考えられる。
- (3) 募集人は申立人に対し、申込時に「ご契約のしおり、定款・約款」を手交しており、本契約は、「ご契約のしおり、定款・約款」を契約内容として成立している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 更新後の特約保険料の増額について

- (1) 保険契約の保険料は、年齢が高くなれば死亡の危険も増加するため、高額になることは一般に知られていることであり、定期保険特約の更新時に一般人においても予想外の高額になる場合は別として、ある程度の予想できる増額は通常予想の範囲内であり、契約意思の形成にそれほど大きな影響を与えるものではないことから、定期保険特約保険料の増額の有無についての錯誤は要素の錯誤とはならない。
- (2) 申立人は月額約 2 万円の保険料を支払っていたが、本来の保険料は証券記載のとおり、約 3 万円であり、差額の約 1 万円は、本契約締結時に解約した前契約の解約返戻金の大部分を逡減定期保険特約の保険料部分に投入（頭金）したためであることは中途頭金申込書に自ら署名押印していることから十分に認識できたはずある。
- (3) 本契約の逡減定期保険特約は更新後の死亡保険金が高額であることから、その他の特約

部分の保険料の増加も加えると更新後の保険料が約2万円増加することは、決して一般に予想される範囲を超えるものではないことから、要素の錯誤となるものではない。

- (4) 仮に要素の錯誤となるとしても、契約時に保険会社から示された設計書には更新後の保険料の記載があり、更新後の保険料は容易に分かるので、錯誤につき重大な過失があったものと認められることから、民法95条ただし書きにより申立人から契約の無効を主張することはできない。

2. 満期時の返戻金等が存在しないことについて

- (1) 定期保険特約は死亡の際の保障を重視しているものであるため、満期時の返戻金等は存在しない（そうしなければ、保険料が著しく高額になる）ことから、一般人において定期保険特約の満期時に返戻金等何らかの給付を期待して契約することはないので、返戻金等の有無は契約の要素にならず、申立人は契約の無効を主張することはできない。
- (2) 設計書には解約返戻金の予想金額が記載されており、定期保険特約の満期時に幾らの解約返戻金（但し、この解約返戻金は、定期保険特約の満期時は終身保険部分のみの解約返戻金）の記載があり、その金額を見ればさしたる支払いがないことは容易に分かることから、定期保険特約の満期時に解約返戻金等の支払いがあると誤信したことについては、申立人の重大な過失であり、前記同様無効を主張することはできない。